

蕨市市長交際費の支出及び公表に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市政の円滑な推進を図るため、市長が市を代表して行う外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の支出及び公表の基準に関して、必要な事項を定めるものとする。

(支出の原則)

第2条 交際費の支出内容及び交際の相手方については、社会通念上妥当と認められる範囲内で、かつ、最小限の額を支出するものとする。

(支出区分及び範囲等)

第3条 交際費の支出区分、範囲等は、別表第1及び別表第2のとおりとする。ただし、これによりがたいときは、市政への関わり等を総合的に勘案し、市政の円滑な推進のために特に支出する必要があると認められるものは、支出することができるものとする。

(支出内容の公表)

第4条 この基準に基づき交際費を支出したときは、その区分、年月日、内容及び金額を公表するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、病気見舞いその他の公表することにより相手方の正当な権利利益を損なうと認められるときは、その全部又は一部を公表しないことができるものとする。

3 公表の方法は、毎月、当月分を翌月15日までに蕨市ホームページに掲載して行うものとする。

(委任)

第5条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則（令和4年4月1日決裁）

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日決裁）

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日決裁）

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

別表第 1

支出区分	支 出 内 容	支 出 金 額
会 費	個人又は団体が催す祝事、総会、研修会及び懇談会等の出席に係る経費	案内状等に記載された会費の額。ただし、会費の明記がないときは、行事等の内容を勘案し1万円以内で相当と認められる額
慶 祝	個人又は団体が催す記念行事、式典、祝賀等の催事で祝意を表すための経費	1万円以内の額
激 励	スポーツ、芸術及び文化等の分野で功績のあった個人又は団体の激励に係る経費	1万円以内の額
渉 外	市政の推進に関わる意見交換、情報収集及び交渉に係る経費	社会通念上妥当と認められる範囲内の額
賛助等	市政の推進に関わる各種団体の主催事業に対する賛助等に係る経費	5千円以内の額
弔 慰	市政関係者等及びその親族（別表第2のとおり）の葬儀等に対する弔電、生花、香典等に係る経費	弔電は2千円以内の額 生花は1万7千円以内の額 香典は1万円以内の額

別表第 2

区 分	対 象 者	範 囲
行政委員等	各種行政委員、付属機関の委員、町会長等市政協力者	対象者 対象者の配偶者 対象者の親
国、県及び市議会議員	地元選出国会議員、県議会議員及び市議会議員	
近隣自治体の（元）長	埼玉県市長会の首長等	
市職員	市職員（管理職）等	
元三役等	市長、副市長、助役、収入役及び教育長経験者	対象者
元国、県及び市議会議員	地元選出国会議員、県議会議員及び市議会議員経験者	